

※着工または休廃止の30日前までに届出が必要です！

「白馬村立地適正化計画」関係 都市再生特別措置法に関わる届出対象行為及び誘導区域

白馬村立地適正化計画 届出チェックリスト

居住誘導に関する届出

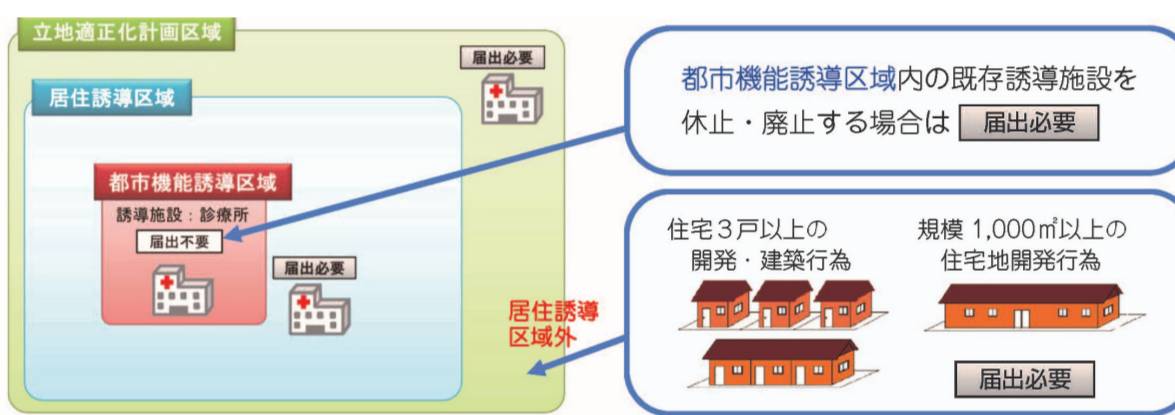
- ※全てにチェックされた場合は届出必要
- 立地適正化計画区域内（＝白馬村都市計画区域内）で、かつ、居住誘導区域外の開発行為、建築行為（改築等含む）である。
- 以下のいずれかに該当する行為である。
 - ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
 - ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの
 - ③ 3戸以上の住宅を新築しようとする行為
 - ④ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

都市機能誘導に関する届出

- ※全てにチェックされた場合は届出必要
- 建築物は以下に示す誘導施設を有する建築物である。
- 以下のいずれかに該当する行為である。
 - ① 開発行為、建築行為（改築等含む）の場合
 - ・行為の場所は立地適正化計画区域内（＝白馬村都市計画区域内）でかつ、当該施設を誘導する都市計画区域外である。
 - ② 休廃止の場合
 - ・行為の場所は都市機能誘導区域内である。

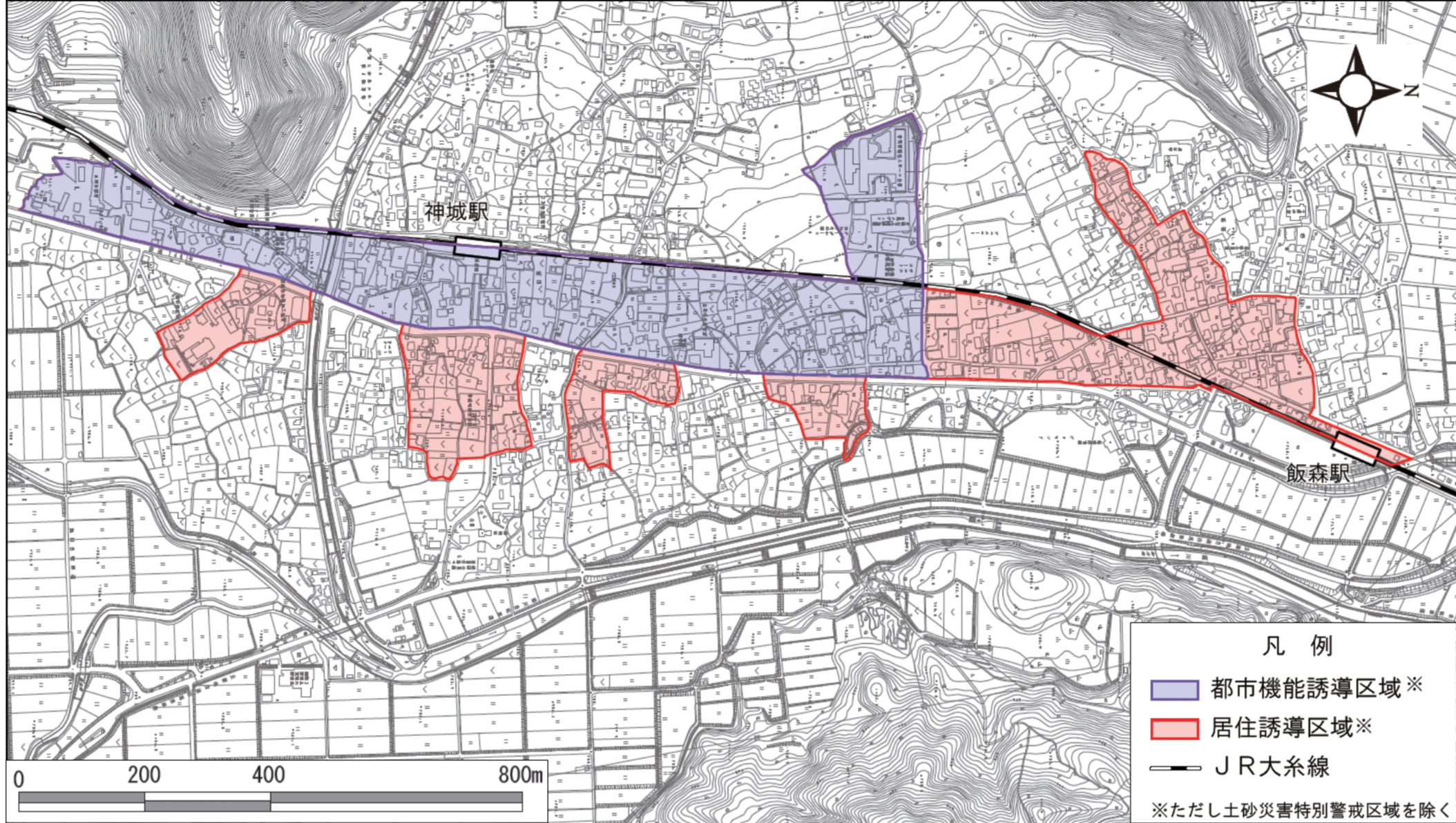
※1 別荘を含む戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅 等

※2 建築基準法施行令第1条の1による計画敷地面積

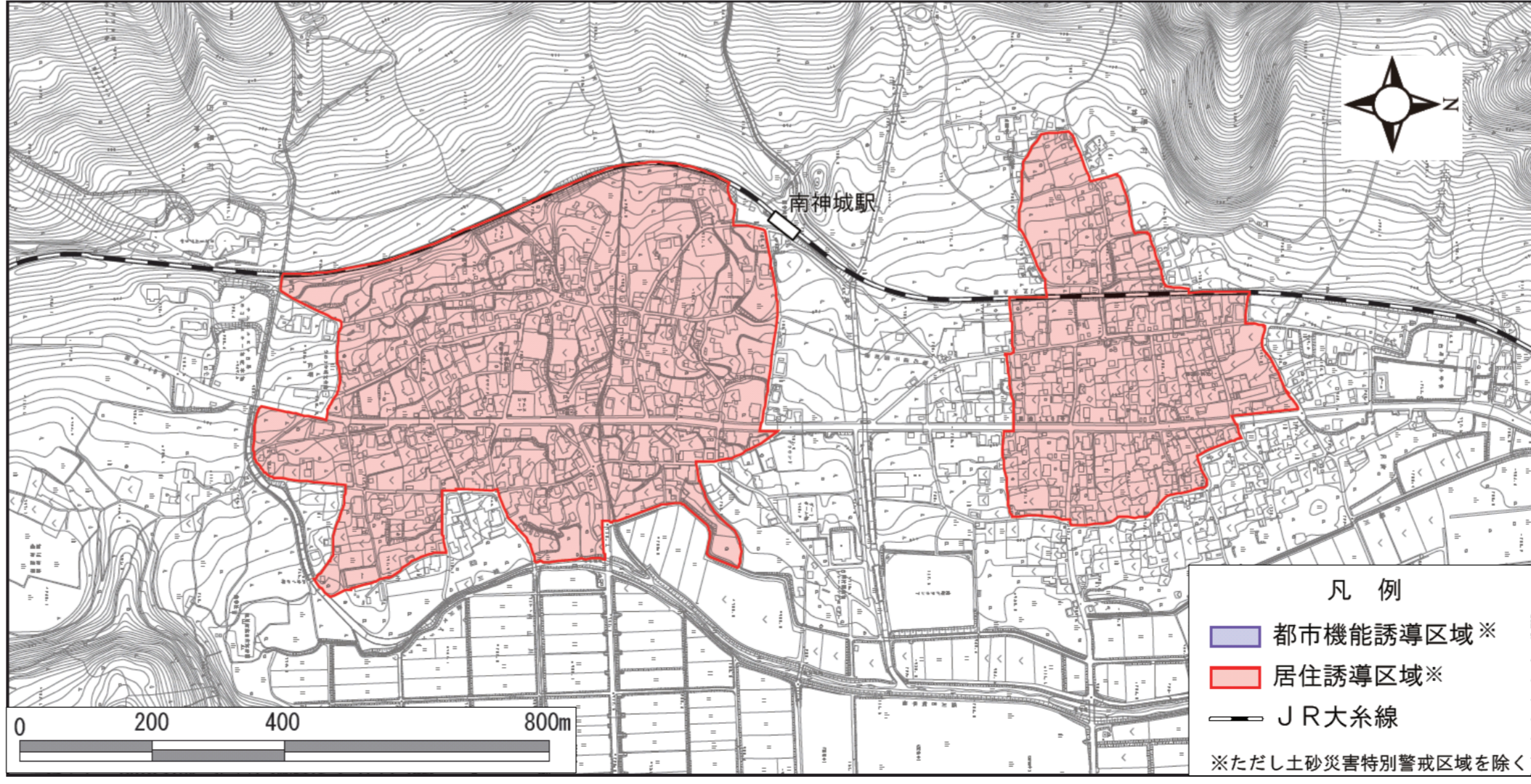


【注意】

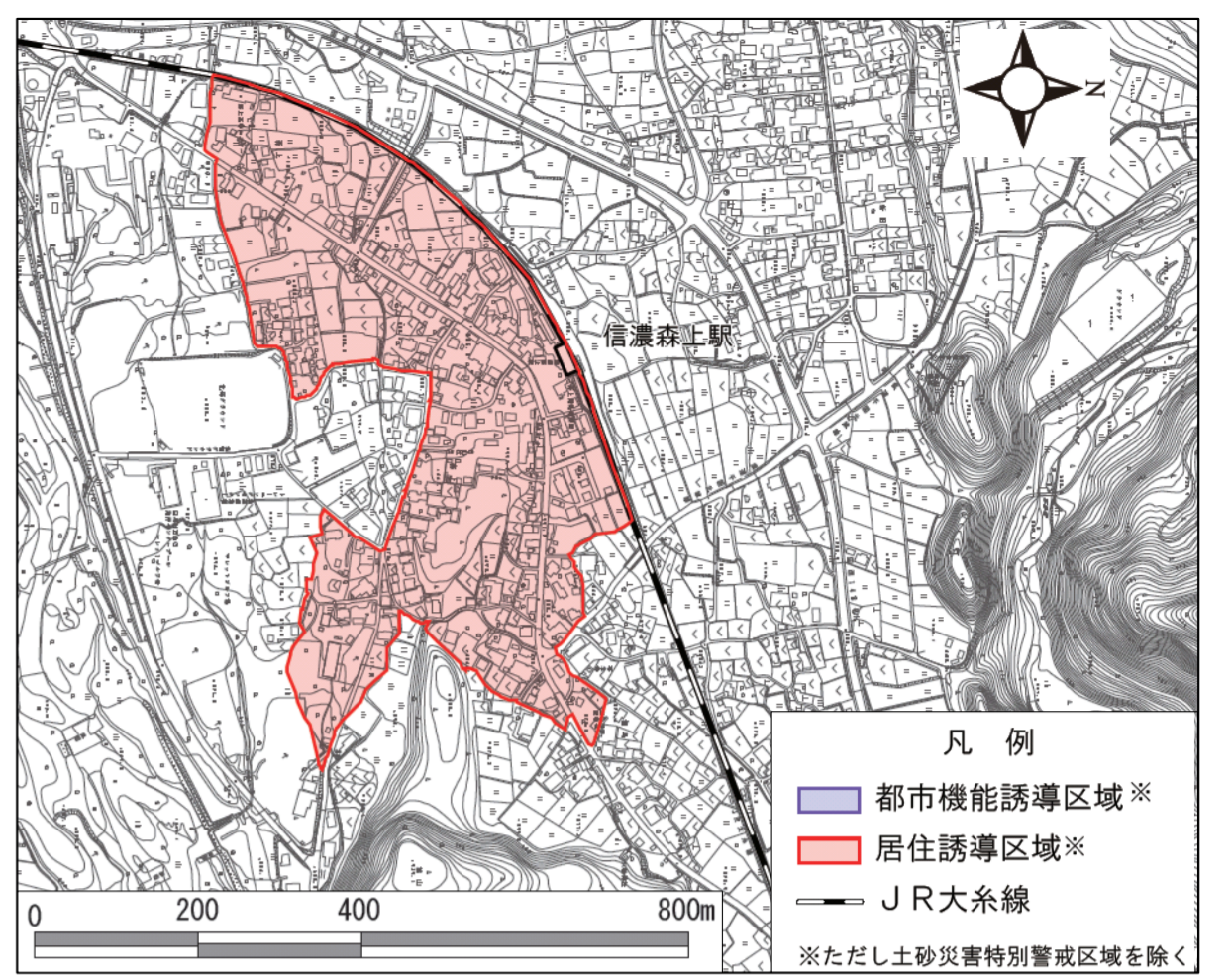
計画敷地が都市機能誘導区域、居住誘導区域内外に渡る場合には、敷地の一部でも区域内であれば敷地全体が区域内であると取り扱います。



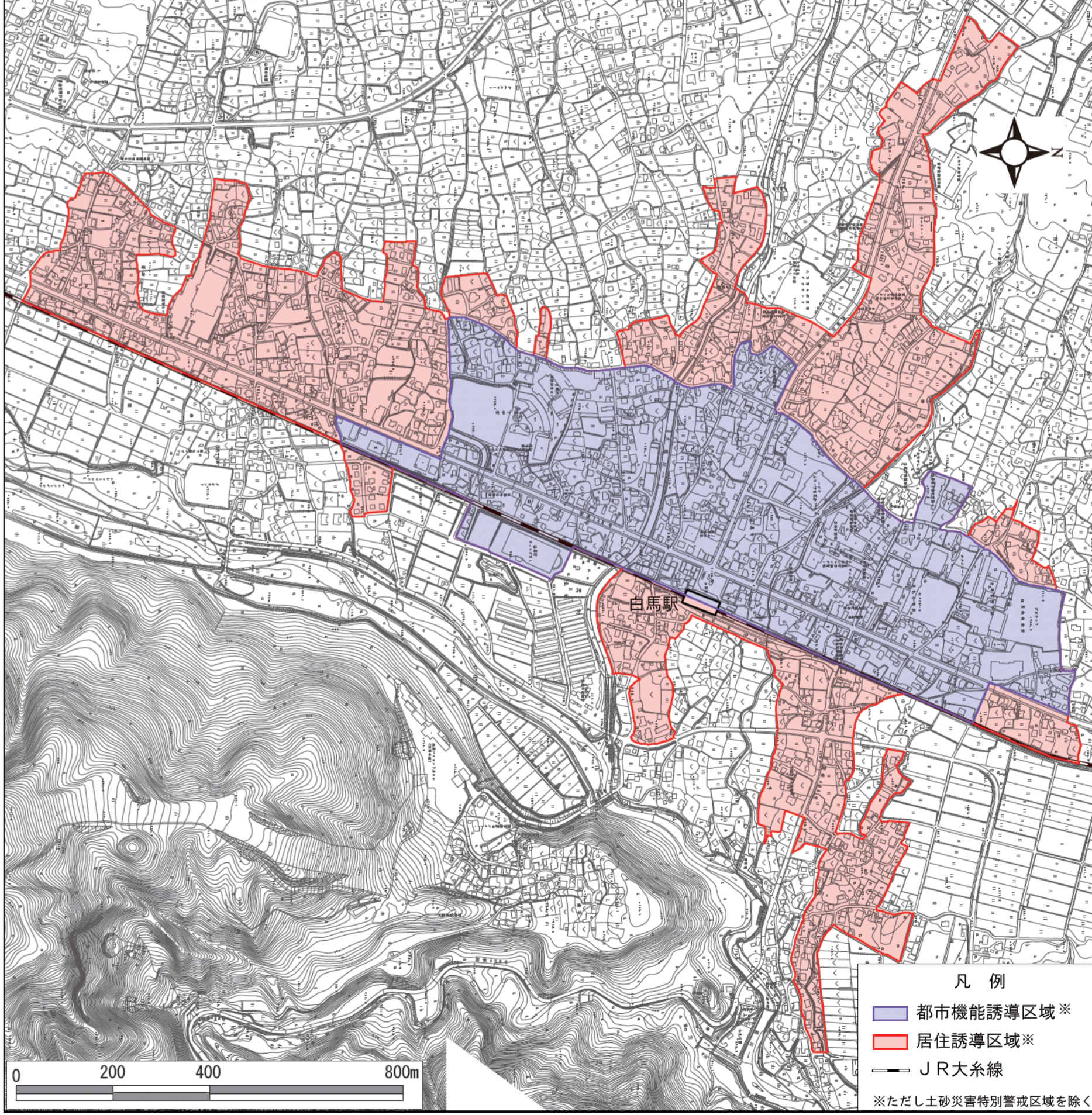
都市機能誘導区域・居住誘導区域（飯森駅・神城駅周辺）



居住誘導区域（南神城駅周辺地区）



居住誘導区域（信濃森上駅周辺地区）



居住誘導区域（白馬駅周辺地区）

誘導施設	都市機能誘導区域内			都市機能誘導区域外
	白馬駅周辺地区 (中心拠点)	神城駅周辺地区 (地域/生活拠点)		
子育て支援センター	◆	○	○	○
小学校	◆	○	○	○
中学校	◆	○	○	○
文化会館	◆	○	○	○
公民館	◆	○	○	○
図書館	◆	○	○	○
役場	◆	○	○	○
診療所	◆	◆	○	○
福祉施設	◆	◆	○	○
商業施設	◆	◆	○	○
銀行	◆	○	○	○
郵便局	◆	◆	○	○
信用金庫	◆	○	○	○
農業協同組合	◆	◆	○	○

凡例（届出を要する行為）

○：右記の開発行為等を行う場合に届出が必要

◆：施設の休止・廃止を行う場合に届出が必要

誘導施設	根拠法等	定義
子育て支援センター	児童福祉法	法第6条第3項6に定める地域子育て支援拠点事業のための施設
小学校	学校教育法	法第2条第1項に基づき設置された小学校
中学校	学校教育法	法第2条第1項に基づき設置された中学校
文化会館	白馬村ワング21条例	条例に定める施設
公民館	白馬村公民館条例	条例に定める公民館
図書館	図書館法	法第2条に定める図書館
役場	地方自治法	法第4条第1項に基づく、「白馬村役場の位置を定める条例」に定める役場
診療所	医療法	法第1条の5に定める診療所で、内科、外科、または整形外科のいずれかを有するもの
福祉施設	老人福祉法、介護保険法	法に定める施設のうち、通所または訪問を中心とするもの
商業施設	-	延床面積が150㎡以上の店舗で、食料品、生活用品を取り扱うもの（土産物店等、観光客による利用が主となるものを除く）
銀行	銀行法	法第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く）
郵便局	日本郵便株式会社法	法第2条の4に定めるもの
信用金庫	信用金庫法	法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を営む信用金庫及び信用金庫連合会
農業協同組合	農業協同組合法	法第10条の2、3に定める事業を行う農業協同組合

